

**地方公共団体金融機構・政策研究大学院大学連携プロジェクト  
人口減少時代等社会構造変革下における地方財政に関する調査研究会（第3回）  
議事要旨**

日時：令和4年4月5日（火） 9：30～12：00

場所：ウェブ会議システム（Webex）

参加者：

調査研究会委員

伊集 守直	横浜国立大学教授
倉地 真太郎	明治大学専任講師
小西 杏奈	帝京大学講師
佐藤 一光	東京経済大学准教授
関口 智	立教大学教授
三好 健太郎	総務省自治財政局調整課課長補佐
虫明 徹	総務省自治税務局企画課課長補佐
高田 寛文	政策研究大学院大学副学長・教授
羽白 淳	政策研究大学院大学教授
竹中 正博	地方公共団体金融機構地方支援部長
伊藤 哲也	地方公共団体金融機構地方支援部調査企画課長

事務局

要旨（調査研究に関する報告及び意見交換概要）：

委員長：JFMとGRIPSの連携プロジェクトの人口減少時代等社会構造変革下における地方財政に関する調査研究会の第3回の研究会を開始したいと思います。本日は米国及びドイツについてご報告いただくのですが、まず最初に総務省から新しい委員の方、2名、ご紹介させていただきます。4月1日付の異動により、前任の前田委員と稲木委員に代わり、総務省自治財政局調整課課長補佐の三好委員と、同じく総務省自治税務局企画課課長補佐の虫明委員に新たに委員として加わっていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議題のほうを進めたいと思います。本日は2つの報告ですが、最初にアメリカの教育財政、初等中等教育を中心にとすることで報告をお願いしたいと思えます。予定では30分から45分程度で予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員A：始めさせていただきます。

今日、私はアメリカの教育財政ということで、主に、初等中等教育を中心にお話をさせていただきます。

(資料 P1)

アメリカも教育の段階がいろいろあるので、今回は初等、中等教育に絞りました。はじめにアメリカに関しての国際比較で、まず公費と私費の比較ということで1枚目がございます。

これを見ていただきますと、日本とアメリカは、この比率等から見ると、近い関係にあるような状況ではあります。しかし、日本とはかなり違う財政構造の中で、こういった公費と私費と割合というものが成り立っている。

次の機関補助と個人補助に関しても、日本とアメリカは機関補助と個人補助の比率は、ほとんどが機関補助という点で、これも近い。しかし内容は少し違う。

あらかじめ今日の内容を、財政構造の特徴という観点で申し上げておくと、基本的には、財産税というものがアメリカの教育財政を考えたときには極めて強く機能するようにしている、というものであります。財政需要に対して何で財源を満たすのかという最後のラストリゾートのところでは財産税というものを配置していて、それで、その財産税による税率の動きが、その財政需要と教科書的にはリンクするというふうになっているものであります。

(資料 P 2)

それで続きまして次のスライドが、アメリカの教育に関する行政機構であります。財政の話をするときに、行政機構も見ておかなければいけないところだと思ひ、中教審の資料から取ってきました。連邦政府、州、地方それぞれが関わっているわけですがけれども、アメリカは連邦制の国でありますので、特に連邦に関する規定がない限りは、基本的には州で持っているというものであります。教育に関しても州が権限を持ちながら、学区との関わり合いを持つということでもあります。

それでアメリカに関しては学区という特別区、教育を目的とした特別区という区分を設けているところが多く、学区というスペシャルデストリクトという形で教育は動かすということになっています。今日、細かくはお話できないのですけれども、学区の中にもいろいろその住民の参加とか、いかに住民の意識、意見を汲み取るのかとか、そういった議論も出てきたりしているところでもあります。この辺に関しては、あとで、政府間財政の話をするときに、少し意識があると分かりやすいかなと思ってお出ししました。

今日お話しするのは、左側の列にあります公立の初等中等学校に関する財政でありますので、右側のほうは大学の財政等、高等教育を考えるとときには右側のほうになっていくと思ひますが、今回は左側のほうの流れの財政に関して確認をしたいと思ひます。」

(資料 P3)

次のスライドです。アメリカの初等中等教育における収入の構成比というものを、歴史的に取れるものから取ったものであります。左側が収入額の総合計で、それぞれの収入をパーセンテージで示してあります。上のほうの区分を見ていただきますと、初等教育、教育サービスを提供するにあたって、連邦からの補助金とか、州からの補助金とか、そういったものがあるわけなのですけれども、それでも満たされないような財源というのは財産税で埋めていくというスタイルが取られております。

現在、割合としては、割合はどうかというと、連邦補助金というのは、あと趨勢的に見

ていただいても 10%いかないぐらいの割合で、むしろ州からの補助金が 45%ぐらいであり、残りの 45%が自主財源というか、学区のところで、あるいは地方で調達をしているという内容になっております。

それで先ほど申し上げた通り、教科書的には学区のレベルでまず財政需要を確認し、最後、満たされない需要というものは財産税のところで調整をするという考え方はアメリカの教育財政の文献等では一般的な理解としてはされています。ただ、いろいろ見ていくと、いろいろ財産税の課税上限を設けたりとか、いろいろなことが出てきて、実際とは必ずしも同じではなさそうな領域もあるわけです。けれども、基本的な理解としては、ラストリゾートとしての財産税ということを考えていて、そうであるが故に、財産税の負担という話をするとき、学区の話というのが、絡めて出てくるということがございます。

(資料 P4)

それで、こういった財政の構造のもとで、もう少し連邦補助金と州の補助金についてお話をしたいところなのですが、あまり解説できるだけの分量を書けておりませんので、大体、メインとなるであろう補助金の列挙と、その内容について少し書きました。

それで先ほど確認した通り、連邦の教育補助金というものの規模はそれほど多くないものがあります。ただ、日本でアメリカの教育系の議論を連邦の立場からするときには、このアメリカ教育連邦補助金の考え方に関して、今、いろいろな解説がなされているところであります。特に、2001年の NCLB 法 (No Child Left Behind Act of 2001) というものが教育財政の研究をされている先生方等もいろいろ取り上げられている内容のもので、貧困世帯の生徒に対する補助金となっております。2001年のこの法律は、様々な評価があるのですが、連邦の影響力が少し強化されたのではないかという評価をなされる先生もいらっしゃいます。これは連邦政府が補助金を出すにあたって、州、地方に対して、教育の成果を問うことを条件にして報告をさせるという条件を付け始めた。これが今までのアメリカの教育の考え方からすると、連邦政府が州、地方の権限である教育に関して、介入をしてきた側面があるのではないかと評価をされているものであります。

なので、今日、お話することはできないのですが、財政的な支出を行って、その成果をいかに測るのかということに関する難しさを、この NCLB 法というのは示している側面がございます。何かと言うと、評価基準を設けたが故に、画一的な教育になってしまったという批判が上がり、さらに州、地方にとっては、いろいろな資料を要求されたりするということで、そういった事務負担もかなり膨大になったという批判が 2001年の連邦補助金には出ていたようです。

それで、その反動があったようで、2015年のこの法律 (ESSA 法) は、連邦の影響力の強化に歯止めをかける措置を取ったようで、内容としては、連邦の強化に歯止めをかけたのだけでも、州の学区に対する監督権限をむしろ強化していく方向にいったと言われています。

アメリカの教育というのは、分権的だと申し上げましたけれども、連邦の補助金を受けて州がその事務を執行するとき、昔から州がやっていた事務があった場合、その事務に対して、今まで通り、州の事務を、補助金を受けながら、やらせてほしいと連邦に対して申請して、こ

れ、ウェーバーの申請というふうに言うようなのですが、そういった形で連邦がその申請を認めれば、州の今までのやり方でできるという制度も設けている。このウェーバーの申請は、教育の領域でもあります。この制度はアメリカの分権的な、州の権限が強い中で、連邦政府と州の間のやりとりの特徴です。

続きまして、今日は州としてニューヨーク州を取り上げたいと思いますが、ニューヨーク州の教育補助金について少し見たいと思います。先ほど確認した通り、学区が財政運営をするにあたり、州からの補助金というのは、規模としてはかなり大きな規模を占めております。それで、その州からの補助金を学区が受ける際に、どういうふうにその補助金が算定されるのかはひとつのテーマだと思いますので、ここでは簡単に、ニューヨーク州の運営費補助金、先ほどの補助金のうちメインの補助金ですが、その補助金のその決定の仕方というのを少し書いてあります。

中身としては、標準の支出額というのを州のほうで決定して、それでその標準支出額のうち、一定割合を州が補助金として出す。それで、その標準の支出額に対して、どれぐらいの割合を出すのかという、その比率を考えると、各学校区の、ある意味、財政力というのを見る。ですから、この補助金というのは、一応、その財政力の違いに応じて補助金を出すというふうにしているものであります。そうしますと、この補助金というのは地域間、学区間の差というものを均す役割があるようです。ただし、あとで少し数字というか、棒グラフで確認するのですが、完全に均せるものではなくて、ある意味、最低限のというか、完全に均すという思想ではないもので、緩やかな格差是正をする装置というふうに言えるのではないかと思います。

学校区の財政力を測るときに、何で測っているのかという観点で見ると、財産、これは財産税に直結するものでありますので、ストックとしての財産と、あとはそこに住んでいる人の所得、フローとの、フローとストック両面を見ながら、その財政力というものを考えている。もう少し細かいいろんなものがあるわけですが、非常に大雑把に言うと、基本的にやはり財産の価値、これが学校区の財産税に響いてきますので、そこで満たせないようなものを配分するという発想は州のほうでは入っているという意味であります。

それで、こういった補助金がメインではあるわけですが、もうひとつ補助金というものを持っていて、それが STAR という補助金なのですが、これは非常に大雑把に言うと、財産税を軽減したときに、その軽減した分の補填を州がするというものです。それで、これは州が財産税、州民の財産税を軽減したいというふうな措置を取った、取ろうとしたときに、学校区の財産税自体も影響を受けるということが出てきて、その場合に、州が、その軽減額を学区に戻す、払い込むというものです。この補助金自体は、財産税の軽減措置との関係で見ると、特に格差を是正するという中身の補助金ではないものですが、一応、その規模としては、それなりの規模を持っておりまして、税制のほうで財産税の負担軽減措置というのを考えるときに、その分の財政措置として、この STAR という措置が出てくるという関係にありますので、一応、その補助金に関しても、教育関係の、学区への補助金という意味で見てもおけるものであります。

それで、単にこの補助金だけを見ると、基本的にどういう地域にこの補助金が行くのかとい

うと、財産の価値が高い地域にこの補助金がいくというふうになりますので、それはその地域の財産価値の高い人の負担分が軽減された分がいつているという内容のもので、特にその格差を均すとか、格差是正をすとか、そういった措置ではないというものであります。

(資料 P5)

さて、続きまして、ニューヨーク州に関しては、エリアを、ちょっと意識をする必要がございます。南と北で状況が全然違うということがございます。南のほうは、ここで見ていただくと、濃い緑、右下のほうが濃い緑になっていると思うのですが、これ、ニューヨーク市があるところで、生徒数もすごく多いもので、経済的にもかなり裕福なところという地域と、北部のあまり産業もそれほどなく、生徒数もかなり少ないという、そういう両極端というか、2つに分かれるような地域の中で、ニューヨーク州の教育長はいろいろ教育を考えるということをやっているようです。

このニューヨーク州を見るにあたって南北問題みたいなものがございまして、上(州北部)で言うと、小規模な学区を統合したらいいのではないかと、そういう話を上(州北部)の学区ではしていたりします。

(資料 P6)

続きまして、この表が、ニューヨーク州の中での学区の財政をもう少し詳しく見てみようというもので、通常の学区と、ニューヨーク市などニューヨーク州内の5大市の教育財政のその姿というのが大きく違っているということから、全体的な姿というのを整理しました。

ニューヨーク市など5大市ではなくて、通常の学区のほうは、財政、経常的な支出は主に財産税で充当しつつ、大きな建設系の支出に関しては、資本計画等で起債、起債権があったり、なかったりするようなのですが、起債をして、建物を建てるということをやっている。そういった意味でも、この財産税というものの重要さというのは、こちらの学区のほうではされる。ニューヨーク市、右側に書いてあるニューヨーク市、あるいはほかのニューヨーク州の5大都市というのは、市の本体にそのままくっついていて、学区自体が、市のエリアが同じという感じになっておりまして、市の、ニューヨークの話でしますと、市の教育局の財政という形で運営がなされております。ですから、先ほど教育、アメリカの教育は財産税で財政需要は満たしていくというふうに申し上げたのですけれども、このニューヨーク市の財政を見ると、財産税もニューヨーク市で取っていますし、所得税もありますし、小売売上税もありますし、そういった財源がニューヨーク市は投入できるという意味で、有利なのではないかという文献もあつたりします。ほかの学区と比べて安定的な収入を確保できる、という記述があつたりもします。

さらに、建設関係、資本的支出に関しても、ニューヨーク市は、ニューヨーク市の学校建設公社という公社をもって、そこで学校建設を賄うということをやりはじめ、88年ぐらいから改革をして、やっているようです。ですから建設支出に関しても、その資金調達を、公社を通じてやっているのか、やるものもあるでしょうし、ニューヨーク市本体が借入れをしてやっているという姿もありそうだと、今、私の研究段階はそのぐらいのところまで留まっております。

そういったことで、お話をしてみましたが、ニューヨーク州を考へるときに、どこを取

り上げるのかによって、その財政の示し方とか、設定の仕方とかが、少し異なっているというのがございまして、ちょっとどうしたらいいかなという感じにはなっていますが、いずれにしても、ニューヨーク市とか大都市をやりつつ、北部の学区のほうも目配せをするという、両睨みがいいのかと思っております。

(資料 P7)

まとめに入っていきます。最後から2番目のスライドですけれども、これがニューヨーク州内の学区の財政収入を棒グラフにしたものです。右側にニューヨーク市だけ別にしてあって、それで残りのものは、一番左側が最も裕福ではない地域で、一番右側が最も裕福な地域という感じで区分をしてあるものです。それで、見ていただくと、収入構成としては、一番下がローカルレベニューですので、財産税でみているもので、2番目は、それほど規模はないのですけれども、先ほど言った、財産税の減税を補填するものです。それで、連邦の補助金が赤で、州の補助金が、紫の色になっています。

それで、州の補助金を見ていただきますと、やはり先ほどの算定方式を、確認した通り、裕福ではない地域のほうに少し厚めにいくようになっている姿が見て取れます。それで、一番裕福な地域というの飛び抜けている感じで、こう、ばらつきがかなりあるというので、生徒一人当たりの財政支出が棒グラフの高さになっているわけですけれども、より裕福な地域のほうが一人当たりの財政支出が高くなっている状況で、そうではない地域に関しては、大体同じぐらいのレベルのところではある。ニューヨーク市はどうかと言うと、ニューヨーク市は、州全体と比較して、ちょっと高めの位置にあるという中身になります。こういったばらつきをどういうふうに捉えるのかということが少し気になるところかなという気がいたします。

それで、最後のページに、何を示しているのかと言うと、学区の支出です。私が今回7-8ページで取り上げた、ニューヨーク州の数値は、ニューヨーク州内の財産税がかなり高くなっていて、これは何とかできないかという、財産税の議論をしている委員会の報告です。そこでは、なぜ州内の財産税が高くなっているのかの要因を遡っていくと、学区の財政支出がかなり大きくなっていることが要因なのではないか、という話をしています。

では学区の支出というのはどんな中身なのか、というところに入っていかなければいけないところなのですが、今日はその前の歳入構造のところを中心にお話ししました。学区の財政支出が高くなっているところで、連邦の補助金、州の補助金、これである程度補填できるという状況であれば、財産税で、ラストリゾートの財産税を引き上げるといことはしなくて済むのだけれども、ニューヨーク州の補助金のほうが、図に示すようにそれほど伸びていなくて、むしろ伸び悩んでいる。この状況のもとで、今の財産税の額というのは、全米の中で1位だと、1位の負担に供している、というストーリーの中での話でした。

それで、今後、よく見ていかなければいけない点は何かと言えば、学区の支出というのはどういう支出構成になっているのかということであり、人づくりという意味では、この支出の中で、運営費のところは人件費がかなり多いわけです。この教職員、あるいは、非常勤の先生、さらに、その教育を受けた生徒たちの成果といったところが、こういう学区の支出の増大にどういう関係があるのかないのか。これらの点をちょっと見ていかないと、人づくりの話まで

行き着かないなと思ひまして、今日、題名を変えさせていただいて、議論の前提となる財政的な流れとか、全体の枠組みについてお話をさせていただきました。

私からの報告は以上です。

委員長：どうも有り難うございました。

それでは、ただいまの委員 A からの報告について、質疑応答、意見交換をしたいと思います。委員の皆さん、ご自由にご発言いただければと思います。

はい。委員 B。

委員 B：有り難うございました。とても論点がまとまっていたので聞きやすかったです。勉強になりました。

ちょっと聞き逃していたら申し訳ないのですがけれども、その教育パフォーマンスの格差、地域間の格差について教えてほしいのですがけれども、アメリカだと州間の格差が非常に大きい印象があるのですがけれども、州間の教育パフォーマンスの格差と、州の中の学区ごとの教育間の格差というのは、どちらが大きくて、どういう関係にあるのかとか、あと教育格差というのが近年やはりアメリカはより広がってきているのかという、そういった大きな流れも、今日、聞き落としていたらすいません、教えてください。

委員 A：ちょっとニューヨーク以外を見ていないので、州間のところまでは言えないのですがけれども、ニューヨークの州の中で言うと、裕福な地域のほうは、どちらかと言うと、教育の水準も高い。だから成果も出やすいけれども、裕福ではない地域のほうは、成果が極めて出にくくて、すごく大変だという内容は目にはしました。

ただし、よくよく、いろいろ読むと、学区の中でも、複数の学校があるので、細かくなっていってしまうのですね（笑）。だから、どういうふうにもその評価を捉えるのかというのはすごく難しいなと思って、ちょっと冷静になって、いろいろ見ないといけないなと思っているところです。

委員 B：有り難うございます。

アメリカだと、どこかの学校に通わせるかたぶん選択して、移動したりとかするとは思いますが、北欧の場合は、そういうあまり感じではないですね、さすがに。子どもにいい教育を受けさせるために学区とか、自治体を移動するというのは。

委員長：フィンランドは、ほぼそういうことはなくて、ただ、スウェーデンの場合は、今、学校選択制が入っているので、結構、子どもがどこの高校に行くか、親も悩んでいるみたいな話は、最近が増えてきているのですがけれども、ただ、そのために引っ越しましたということになるのかどうかは、あまり聞かないです。なくはないのかもしれないのですが、伝統的には聞かないですね。

委員 B：何かその辺りを国際比較で、こうデータが出ると面白いかなと、今ちょっと聞いていて思いました。有り難うございました。

委員長：基本的なところをいくつか質問させてもらいたいと思います。

まず、この学校区という存在は、特別目的団体という感じで州のもとにあることになるかと思いますが、そのときに、ある州の中でいくつか学区があり、財産税の課税権を持つと思うのですが、そのときの、ほかのその市、カウンティ、要は、州の中にあるその他の地方自治体との地理的な関係は、どういうイメージを、持てばよいのか。

僕のイメージでは、州があって、さらにその下に地方政府があって、地方政府をさらに細かく区切る学校区に分かれているのかというイメージを持っていたのですけれども、たぶんそうではなくて、学校区は州のもとで管轄されているということになると、地方政府との空間的、地理的な整理が、どうなっているのかなというのをちょっと伺いたい。

そうすると、例えば、その今日のご報告にもあったニューヨーク市の場合は、市の区域が学校区と一体になっているという例になるということだったのか。

あと、財産税というのは、課税対象は、いわゆる固定資産税みたいなものをイメージしたらいいのか、またちょっと違うのか、そこもちょっと伺えればと思います。お願いします。

委員 A：1つ目は、エリアの関係で言うと、これという定型的なパターン、絶対にこれだというのはないようなのですが、ただ、ニューヨーク州で言うと、州があって、郡、カウンティ、があって、それで市だったら市があったりするのだけれども、行政区画としては、このカウンティの中をいくつかに分割するような感じで学校区というのがはまり込んでいるというような感じのようです。

それで、権限的にも、どっちが上みたいな感じではどうも、州よりも下の政府という感じの位置付けになっているようで、学区はどちらかと言うと、独立の権限を持っているという説明を書いてあるものが多いですね。たぶん中身を見ると、本当に独立しているのかなと思ったりも、そういう感じではあるので（笑）、まあ、そういう感じです。

だから、大きな市に関しては、さっき言った感じで言うと、市の中で学校も運営しているという感じなので、日本のイメージをなんかすると、それに近いのかなとは思うのです、教育長がいたりとか、なんか品川区だったら品川区の教育委員会があったりとか、なんかその中で学校がいくつかあってという感じで、学区一個でも、やはりさっき言った通り、学校がいくつかみたいな、それはそれで、それをどういうふうに見るのかという、だからニューヨーク市の中でだと、一個の学区なのだけれども、マンハッタンのほうと、ブロンクスのほうとか、そういうところでの学校の違いみたいなものが出るみたいなので、ちょっと、なんて言うのかな、分析という意味では、ある程度、ざっくりと見ていくというところから入らないと、かなり多様であるという印象を受けています。

それで、財産税に関しての、財産の中身については、ニューヨークの中だと不動産税という



言い方をしている、不動産、土地・建物なのです。それで、税率に関しても、一応、その学区で決められているので、ニューヨーク市だったら、ニューヨーク市そのものであまり区別はないのだけれども、そこで率を決められているようです。

これも、例えば、他の州の財産税とか、そういうのを見ると、不動産以外に、例えば、償却資産が入ったりとか、いろんな資産項目での入り繰りというのはあるので、なかなか議論が難しいという感じではありますね。だから財産税としたほうが、範囲が広く取れるという意味であまり間違いが起きないかなと思って、そういう言葉を使っています。

委員長：有り難うございます。関連して、もう一件だけ簡単に。

その学区の運営補助金の計算のときに、学区に対する州の負担割合のところ、その学区の財政力指数で計算するのであって、それはたぶん財政力と言っても、課税力、収入だけ見ているのですよね。一方の標準支出額は州単位で最低レベルなりが州の基準で決められる形だということですよね。

委員 A：そうだと思います。財政力というよりも課税力と言ったほうが、たぶん日本で議論するときやスウェーデンと比べると誤解がない。そういう意味で、財産の価値と所得と書いています。

細かくは平均値を取ったりとか、いろいろ算定の仕方はあるようなのですけれども。

委員長：はい。有り難うございます。

委員 C：ご報告、どうも有り難うございました。大変勉強になって、今、一生懸命、全部理解しようとしているところなのですけれども、一番最後に出てきたところ、レジメで、お配りいただいたレジメで言いますと 7 ページのところ、問題の構図というところで、学区支出の増加、州補助金の伸び悩み、財産税の増加というふうに示していただいたのですが、それと関連して、この棒グラフの、同じページの、歳入なのですけれども、これをどのように読み解くかがちょっと、まだちょっと理解し切れていないところで、このローエストのほうとか、下位のところで示されているのは、課税力、裕福でない自治体ということですよ。それで、そうして、その自治体にある学校に関しては、トータルで言うと、一人当たりの生徒に対する支出が小さいということになるのでしょうか。裕福な自治体にいればいるほど、つまり財政力が高いから、一人当たりの生徒に対する支出が大きくなるということなのか、自治体の財政力がやはり高いと、住んでいる人の層というのはやはり収入の高い人たちだというふうに想像できるので、そうすると、収入が低い人が多く住んでいるところに対しては、一人当たりの生徒に対して支出の額が小さくなっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。すみません、よろしくお願いします。

委員 A：アメリカの教育の基本的なスタンスは、財産税でまずはやってくれという感じですよ。

だから、その一人当たりの支出で言うと、裕福な地域は自分のところでほぼ賄われているので、どこまで支出しても、それは別にいいじゃないかとおそらく捉えているんです。

それに対して、あまり裕福ではない地域も、基本的には財産税でやりなさいよという建て付けになっていて、それで裕福ではない地域の税率というのを見ると、ものすごく税率が高い。額で見ると少なそうに見えるのだけれども、税率で比較をすると、裕福ではない地域の税率というのはかなり高めになっている。それで、これ以上の財産税の負担というのをやっていくのは大変だと。大変だとすると、州が補助金を出す。ある意味、州が補助金を出しているので、一人当たりの支出は、ある程度、均等化されているという姿になっている。大体、これ、同じぐらいの高さになっているというのは、紫の州の補助金を乗せることによって、裕福ではない地域のところでも、一人当たりの支出という意味では、揃えられている。

ただ、問題は、ここの金額を揃えたからといって、その成果のほうは、裕福ではない地域で、同じ額を出したときの成果というのが裕福な地域と比べるとちょっと出にくいから、これで比較していいのか、とかの議論があるようです。

委員 C：どうも有り難うございます。

そうすると、財政力の低い、比較的所得者層が多く住んでいるところは、本来ならば、もっと支出が、例えば、教員の数を増やすとか、一人当たりの生徒の支出が増えなければ、教育水準、成果は揃えられないのではないかということですね。分かりました。有り難うございます。

委員 A：規模の経済を働かせたらどうだ、学区の統合をしたらどうだ、などの議論があるようです。下位のほうがあまり芳しくないもので、規模も小さくて。そんな議論もしていましたが、今回は成果のほうまで突っ込むと、路頭に迷ってしまうかなと思ひまして（笑）、ちょっと控えておいた感じです。

委員 C：有り難うございます。

委員長：それでは、お願いします。

委員 D：どうも有り難うございました。

やはりみんな同じ図のところに関心が集まるような気がするのですが、私もこの 10 個の区分、プラスニューヨーク市を分けた、この図に非常に関心を持ちまして、一番のその疑問は、下から 60%ぐらいまでは、ほぼ均等化されているわけです。まあまあ多少の違いはあるにせよ、15,000 ドル、一人当たり 15,000 ドル当たりでどうも均等化されている。これはなんかその交付税のように、その税収とニーズ、その 15,000 ドルぐらい、そういうのを使うのであれば、こうなるのはなんとなく分からなくないのですけれども、上に書かれているように、財政力、掛ける、その減少関数になっていますよということで、この財政力指数がどう分布してい

るのか、ローエストから6番目ぐらいで、ハイエストまで、いろいろあるわけですけども、そもそもその財政力というのは、たぶんその税率は無関係に設定されているのかなとかですね、そもそもどういう分布、数字的にどういう分布になっているのかとかですね、あとはその、減少関数というのがどういうふうに設定されているのか。ここが、その、6番目までが非常に、こう、均されていて、そのあと、こう、キューっと上がっていくわけですね。なんとなく分かるような、分からないようなで、意外とそのミニマム、州内のミニマムは、こう、と称しながら、でも、裕福なところはプラスになるというのが、交付税に似ているようで、まあ、でも不交付団体みたいのはないので、減少関数にはなっているのでしょうか、そこのこの調整というのが、もし中身が分かればですね、この財政力のところは、税率も込みになっているのか、なっていないのか。それで、この減少関数というのは何かその、結構、鉛筆をなめなめしながらつくっているものなのか、それとも非常に機械的につくられているものなのか、その辺り、もし分かったら、教えてください。

委員 A: はい。どう財政力指数をつかまえているのかというところはやはり気になりますよね。少なくとも何を見ているのかという意味では、財産の価値と、所得の水準で見ていて、一定の計算式があって、縦軸に、学校区に対する州の負担割合というのを縦軸に取って、横軸が財政力を取っていて、それで、その縦軸と横軸との関係で、右下がり式はありました。

ただし、では、財政力をどういうふうに決めているのかとか、そういうところから見ていかないと、これは分からないなというところでちょっと終わっています（笑）。だから回答としては、そうだと思うんだけど、ちょっと今、ブラックボックスですという感じです。ぱっと見てやはりそう思いますよね、私もそう思うところがあって、何か理由があるのではないかという気はするので、ヒアリングに行ければ、そこで話も聞けるかなとか、そういう、疑問点としては、私も思っていますので、ちょっと今後、気にしたいと思います。

委員 D: はい。有り難うございます。

いろいろこの中にいろんな論点があるなと思って、例えば、そのローエストの区分の学区は、財産税部分自体は非常に少ないのですが、でも実は税率は高い。これを引き下げるとどうなるのだろうかとかですね。例えばなのですが、引き下げても、結局、この紫の部分というのは増えないので、もし仮に引き下げたとすると、15,000ドルを割ってしまったりとかして、でもそうするとやはり良くないみたいな、マンドートみたいなのがあって、それで、そこはやはりその、実はこの、ステートエイドのほうに先に決まっています、それで、やはりラストリゾート的にローカルレベニューのところを無理してあげているから、結果的にこういう姿になっているのか、それともやはりそのステートエイドのほうに、この下半分、60%ぐらいのところ均等化するような計算式をあえてつくっているのか、それで結構、ストーリーが違ってくるように思うわけですね。

なので、すごく重要かつ興味深い論点がここに含まれているなと思って聞いておりました。有り難うございます。

委員長：有り難うございます。

委員 A：本当にラストリゾートになっているのかというところなのですね、財産税が。それはやはり気になるところで、一番はじめからちょっと何回か申し上げた、教科書的な説明だと、ラストリゾートは財産税になっていますというふうになっていて、それで、そうなのかなと思って見ていくと、課税上限を付けたりとか、そういうことをするので、そうしてしまうと、足りなくなったときは支出をしないという決定をしているのか、どこから補填、州が補填するというようなことをやっているのか、そういうところが気になりますよね。私も気になっているところで（笑）、ヒアリングで、これも聞ければ、なんかいろいろなパターンがあるのではないかと思うので、これはという感じではなさそうなのです。それで、そういう数値もいろいろ、住民投票にかけるその要件とかがいろいろ様々あるようなので、これというふうには分からないかもしれないのですが、何らかのやり方というのをちょっとお聞きできればとは思っています。

委員長：何か追加で。

委員 C：そもそもその財産税と、その教育の支出が結び付けられた経緯というか、それはどういったところから、やはりそこは自治体の財政力の基準だからなのか、なぜ財産税が結び付けられたというような、もし経緯をご存知でしたら、教えていただけますでしょうか。

委員 A：詳しくは調べてはいませんが、読んだものの記憶で言うと、その頃に安定的な収入として存在していたもの。そういう記述はありましたが、ほかの税目はそれほど発達していないときなのかなというところで先に進んだ次第ですので、ちょっと気にかけておきたいとは思っています。

委員 C：有り難うございます。

委員長：ちなみに学区というのはいつぐらいからある仕組みなのですか（笑）。

委員 A：すいません、ちょっと分からないので、気にかけてみたいと思います。教育は学区でやるというのはかなり普通の認識のようなので、ちょっと教育系の研究を見てみたいと思います。

委員 E：すいません、ちょっと一点だけよろしいですか。

委員長：はい。お願いします。

委員 E：私の記憶があまり正確でないのかもしれないですけども、今のお話で、やはりこのスクール・ディストリクトはもう州のいわゆるその創造物みたいなものなので、なんか州によってほとんどあれですね、スクール・ディストリクトはないところがあったり、結構、そのばらつきが大きいような話をよく聞くのですね。

だから、それによって、例えば、変な話ですけども（笑）、おそらく実態というのも、まあ、極端なことを言うと、50 それぞれ違う実態があるのではないかという感じもするので、その中で、例えば、今、取り上げていただいたニューヨーク州の場合はやはりニューヨーク州の、これまたたぶん、やや独特な、先ほど先生のほうからご説明があったように、ちょっと独特な姿で、もしかすると、その、先ほどもあの通常の学区というふうに資料の中でご説明いただきましたけれども、アメリカの中で一般的に見られるような、その、なんて言うのですか、そのスクール・ディストリクトによる教育のあり方というのは、なんかどこかほかのところより典型的に見られるというようなことがあるのかもしれないなど。

そうすると、今も話がありましたけれども、その財産税というのは、たぶんそのディストリクトが課税しているのですよね、それで課税権を持って。そうすると、もうそれぐらいしかおそらく、取りやすい税と言うと怒られますけれども、そういうものがないので、教育はそこに結び付いたということかなと思ったり、でも、それももしかするとなんかいろいろ考え方が、違いが、ひょっとすると、50 の中であり得るかもしれないなかですね、ちょっとその辺り、以前に私がお聞きした中では、確か州の中で本当に一番極端なところは、少し古いデータでしたけれども、スクール・ディストリクトが一桁しかないとか、なんかそんなような州もあったような記憶があるので、結構、その辺のバラエティーというか、バリエーションが極端な世界なのかなという感じをちょっと思っているのですけれども。

委員長：有り難うございました。

今の点は。

委員 A：最後、一個だけ、あの財産税のお話をすると、なんて言うかな、評価の問題とかはやはり出てきたりするので、非常に、そっちはそっちで錯綜してしまう面があるのですけれども、裕福ではない地域のほうの評価はそもそも正しく出ているのかという問題とかもあったりするので、一見、税率は高そうに見えるのだけれども、それは評価が低いからではないかという、そっちにも話が波及していく面もあるようで、取り扱いがすごく難しくなっていく感じは、印象としては持っています。

委員 F：委員長、よろしいでしょうか。

委員長：どうぞ。どうぞ。お願いします。

委員 F：ちょっと違う観点、裏返しの観点になるかもしれないのですが、関与、お金を出す側の内容への関与というものがどういうふうになっているかというところで、もし分かればと思います。両面あって、ひとつはまず財産税を出している住民の側、住民の側から見て、その教育の内容について何か、こう、コントロールというか、意見を出していくという手段はあるのでしょうか。それで、あのいただいた資料の中で、学校教育委員会は住民選挙で選出というのがありましたが、こういう形での関与、間接的な関与という形なのかということ。

あともうひとつは、もうひとつのお金の重要な出し手である州が、お金を出す以上、何かその教育水準、このくらいというのを学区に対して定めて、それを守る形で、その必要なお金という形で出しているのか、それともなんかそこはもう学区に任せているような形になっているのか。

その辺りのところで、もし分かるところがあれば、教えていただければと思います。

委員 A：分かりました。住民の関与に関しては、今、ご指摘いただいた中で、2枚目にお配りした教育行政機構のところの下の方に書いてある辺りが関係するもので、教育委員会の議論みたいなものを、公聴会みたいな感じでやっていて、そこに住民が参加して、いろいろ意見を言うということは普通に、アメリカではというか（笑）、ニューヨーク州とか、学区があるようなところはやられているようです。

今だと批判的人種理論という問題を教育行政の中で取り上げるべきか、取り上げるべきではないかとか、そういう話をあのブラック・ライブズ・マターとの関連でやっていたりとかして、あとマスクをするかどうかとか、そういうものも、この公聴会とか、そういったところに住民が参加して、反対派がいろんな意見を言って、收拾がつかなくなったとか、そういった話は耳にしますので、住民が参加するという意味では、そういう場もあると思いますし、住民投票を行って、その財産税の課税上限に関して学区でどういうふうにするかとか、そういったこともやっているようです。

州の関与に関しては、今日ご紹介した補助金は、内容としては、ブロック補助金というふうに言われていたと思います。だから、ある程度の領域を定めた上で、その範囲内のもので枠を設けて、使ってもらおうという中身ですので、州の関与という意味では、アメリカでいうブロックグラント、個別の補助金ではないのだけれども、一般の補助金のようなものでもない、真ん中ぐらいの関与をしているものだと理解しています。

委員 F：分かりました。有り難うございます。

日本だと、結構、このくらいの規模の教室じゃないといけないので、このくらいの校舎、校舎のルールとかもいろいろ定めたり、わりと細かく決めている代わりに、それに対しては補助金なり、交付税で措置するということが前提とセットとなっているので、その教育の水準の保障と、その財源のところ、財源措置のところ、ほかの国も含めてなのですけども、その辺りのところがまたより見えてくると面白いのかなと個人的に思いました。

委員 A：ちょっと、これも詳しく見てみたいと思います、補助金の関係についても。有り難うございます。

委員長：少し時間が過ぎてしまっていますので、まずは次の報告にいて、もし最後に少しまた追加で議論できる時間があれば戻ってきたいと思います。どうも有り難うございました。

それでは、次に、ドイツについてご報告をいただきたいと思います。ではよろしく申し上げます。

委員 D：では、私のほうからドイツの説明をさせていただきたいと思います。ドイツの教育と教育財政についての全体像を眺めてみようという趣旨です。

(資料 P2)

行政的な基礎としては、教育に関係することというのは憲法ですね、基本法に規定されているのですが、連邦レベルでは、ガイドラインを基本的には作成しているだけで、説明としては、連携と州が連携して監督すると書いてあるのですけれども、ほとんど州政府が非常に大きい権限を持っていて、あまりその連邦が口を出すような話ではないというのが大筋の流れになっています。

(資料 P3)

まずそのドイツの学校制度なのですが、いわゆる学校、シューレと呼ばれるものは、このプライマリーとセカンダリー、セカンダリーも前半と後半で分けてありますが、13年間、6歳から18歳ですね、ここまでが基本的には義務教育の段階なのですが、微妙なのは、州によって、この年数というのがいろいろ違います。1年違ったりとかしています。また、その小学校ですね、小学、4年間なのですが、近年はこの中高一貫みたいのが増えてきて、特にこの総合学校というのはあとでちょっと説明しますが、ここでは7年間の一貫教育みたいなのもかなり増えてきている。

(資料 P4)

基本的なイメージなのですが、この基礎学校、プライマリーの前に、エレメンタリーが一応あって、キンダーガーデン、あとこれ、デイケア、それでキンダーガーデン、結構、有名なだけけれども、最近はあまり主流ではないみたいで、これですね、キンダー、Tageseltern（デイケア施設）、キタと呼んだりしますが、キタが今は主流になっているみたいです。それで託児所みたいなものもある。

それで、この就学前教育は、先ほどの発表の国際比較の図にもありましたが、一応、3分の2ぐらい、平均で見ると、3分の2ぐらいの補助が出ているのですけれども、基本的には全部、民間の施設になっていて、かつ、州ごとにその補助率というのがかなり異なって決められているので、それぞれの州のレポートをざっと見た限りだと、保護者の方の負担の割合は、高いところだと3分の1ぐらい、30%を超えてくる。低いところだとゼロまで、かなり幅がある。幅がある故に、日本と同じように待機児童の問題というのがあって、日本とはちょっと規模が小さい、30万人ぐらいと2018年には言われていますが、それも基本的には3歳から5歳の間

の部分ですけれども、一応、その社会法典で、子どもは就学前教育を受ける権利というのが認められているのですが、にもかかわらず、施設が足りなくて、受けられていないという子どもたちがいて、これ自体は、結構、連邦も、重要な問題だと認識していて、特別な基金をつくったりして整備をしているところというのが、このエレメンタリーですね。

(資料 P5)

それでプライマリーは小学校なのですが、4年しかなくて、基本的には、州が監督していて、設置もしているというものです。それで、そのあとの、この分かれというのは、結構、有名なだけけれども、大きく分けると、進学のための、このギムナジウムというものと、あとはこの職業訓練校、ハウプトシューレ、日本語に訳すと高等学校というイメージなのですが、この職業訓練校(高等学校・リアルシューレ)とギムナジウムという進学校に分かれています。10歳の段階から分かれますというのが、一応、建て付けなのですが、州によって、これ、年齢は多少ばらばらになっていますので、統計資料を見るとなんか変な感じでばらばらになっています。これが伝統的には重要な2つのルートということですね。

それで、伝統的にはと言いましたのは、近年、ちょっと崩れてきているところがあり、この職業訓練をする高等学校は、卒業後本当にそのまま就職するというパターンが多かったのですが、最近はその上の学校に進んでいくパターンが増えていて、この、日本の高校ぐらいいあたる職業訓練学校に進んだり、そのあと大学や大学院に相当する応用高等学校、いわゆるマイスターを取得するようなものもあって、ここへの進学というのが徐々に増えている。これがひとつ。

このリアルシューレと高等学校の違いは、僕にはちょっとよく分からなかったのですが、取れる資格が若干違う、やり方が違うのかなど。

あと最近、増えているのが、このギムナジウムでもなく、高等学校、リアルシューレでもない、その総合学校という、Gesamtshcule というのが増えていて、これは職業訓練もするし、進学もするし、そのあとの進路を比較的自由に選べるような、そういうのも最近が増えてきているということです。

(資料 P4)

それで順繰りでちょっと全体像を確認したいと思います。まず就学前教育ですね。就学前教育は、州の青年福祉事務局が管轄していて、基本的には教会・福祉団体・親の会などの民間施設が中心です。一応、法的には、それでも受けられない子どもたち、ニーズがある場合には、地方自治体が出張って行って、整備せよということになっているのですが、いろんなレポートを見ると、足りないぞと、ちゃんとやれというのがいっぱい出ていて、まあ、その形通りにはなっていない。幼稚園、キンダーガーデン、託児所、デイケア施設というのが、一応、分かれています。先ほども申した通り、最近はこのデイケア施設というのが中心になってきている。

いずれも7時間程度の幼児教育と保育が受けられるということになっていて、ほとんどの州では親の、一応、その社会法典の中に親の負担を求めていいということになっているので、親の負担が求められている。従って、国際比較なんかで見ると、この就学前教育への支出とい



うのは、ドイツは OECD 平均で見て、高くないですし、公的な負担割合というのも日本よりはまだ高いですが、そんな高くもないということですね。

それでドイツでは比較的、就学前教育というのはあまり発展していなかったのですが、近年は非常に発展してきているということで、この3歳児から5歳児、いわゆる幼稚園段階に着目してみると、現在、93%ぐらいの子どもたちが在籍できているということですね。13年前と比較すると、まあまあ増えている。このちょっと前ですね、2000年代に入ってから、この幼児教育においては力を入れ始めたというのが、保育ですね、保育、幼児教育に力を入れ始めたので、本当はこの前までちょっと遡ると、もう少し劇的な変化が見られたかと。

もうひとつやはり特徴的なのは、0-2歳児は比較的、利用率が低いままで留まっていて、伝統的な、家庭で子どもを育てる、3歳までは家庭でみたいなのは比較的強い。このことを考え始めると、児童手当の構造なんかも本当はシームレスに考えなければいけないなとは思いますが、家庭で見ると、ちょっと余分に手当が出るのですよね。なので、公的に整備をすることは重要だということと、家庭で看たい場合は、それを保障するということが両睨みでやっているのがドイツの就学前教育ということになります。

(資料 P5~)

それに対して、初等教育以降は、原則、公立ということになります。それで州が基本的に管轄していますので、職員はみんな公務員ということですね。職員は基本的には公務員です。この辺がスウェーデンとか、北欧と比較すると、医療自体は疾病金庫と言って、州の管轄になっていけませんので、医療とか、高齢者のケアみたいなことはあまり州の業務として重要ではないのです。そうすると、この義務教育ですね、これが州の仕事として最も大きくて、州の職員の半分ぐらいが、大体、教員ということになります。州で保育、学校団体ですね。大学はまた別ですが、学校団体での教員が半分ぐらいです。それでお金の使い方に関しては、あとでもうちょっと細かく話しますが、州の支出の20%ですかね、20%ぐらいが、この州の関係ということで、その他、行政が多くて25%ぐらいですから、2番目に多いのが学校となります。なんとなく日本の都道府県レベルに近いような気もするのですが、小学校まで都道府県レベルが基本的には管轄しているということになります。

それでギムナジウム、進学校ですが、生徒で男性が多いのがちょっと特徴で、50%台前半ですね、53%。女性は47~48%で、それぐらいです。

それで中等教育ですね、一応、IとIIと分かれていますのですが、15歳までと18歳まで、ここを一貫教育しているのがギムナジウムの特徴ということになります。

それで高等学校、これは職業訓練校なのですが、こちらは9年生までですので5年間、この中等教育Iということで基本的には同じなのですが、プラス1年して進学も可能だよというのが全体の説明なのですが、とにかく州によって1年のずれというのが平気でありますので、微妙です。州によるという感じですね。

それでリアルシューレというのは、それよりももうちょっと、進学を意識したもので、こちらは基本、10年生までがある。

それで、この2つですね、高等学校とリアルシューレは、その中等教育IIという職業資格学

校に進学することができます。それで、そこでは職業資格の取得や応用高等学校への進学、マイスターですね、この2つが基本的に用意されている。それで、このシューレといわれる段階では、私立の学校もあるにはあります。あるにはありますが、数はそんなに多くなくて、州によって、少ないところだと5%、多いところでも10%ぐらいで、近年は公立学校のほうが、人気が高くて、私立学校の割合というのはちょっと低下傾向ということです。

(資料 P6)

これが、一応、どれぐらいの学生たちが、どのルートに進むのでしょうかというものです。このギムナジウムというのがやはり一番多くて、ウインターセミスターで測るのがドイツ流みたいなのですが、2006~2007年、あと2016~2017年、この10年間で見てみると、ちょっと減っているのですけれどもね、あまり変わらないですね。3人に1人ぐらいが、このギムナジウムに行く。

次に多いのが、このリアルシューレですが、基本的に職業学校、古くなってしまったけれども、新しいタイプの職業学校で、上の学校に進む用ですね。これはちょっと減ってしまっていて、27%ぐらいから20.6%まで減っています。

それに対して、増えたのが、この小中一貫校の総合学校で、職業訓練もするし、進学の芽もあるという、まぜこぜのものです。これを今ちょっと政策的に進めていることもあって、非常に増えています。ハウプトシューレが古いタイプの職業学校なのですが、これは減ってきています。ですので、すごく古いタイプと、ちょっと古いタイプの職業学校が進学もあり得るような、大学への進学もある得るような総合学校というものに、この間、変換されてきたというのがひとつの特徴です。あと小中一貫である場合が多い。もちろん全て公立の話です。

(資料 P7)

それでクラスの規模なのですが、これが一般的な小学校ですね、Grundschulen、21人ぐらいのクラスの規模です。ギムナジウムが26人ぐらいで、Gesamtschulenが24人ぐらい、まあ、これぐらいで30人はいかないですね。

(資料 P8)

それで教員の比率ですね、教員と生徒の比率についても、一応、やはり教育の質を考える上では、まあまあ重要だなということで、基本学校がGrundschulenですので、小学校ですね、95年ぐらいには20人ですから、これはちょっと時系列になっていないのですけれども、今、比べると、生徒に対する教員の数はずっと少なかった。これが、一応、ざっとですね、減ってきて、それで、教員1人に対して16人ぐらいが今の小学校の感じになっている。ドイツも例に漏れず、少子化ですので、子どもの数は減ってきたけれども、それにあわせて教育を充実させてきたというイメージですね。

それで、この高等学校というのは職業訓練校で、これも基本的には、結構、生徒と教員の比率というのは改善してきている。これはリアルシューレで、ギムナジウムの前半(中学校)、後半(高校)という感じになっています。

(資料 P9)

それで職業訓練校がやはりドイツの学校制度の中では独特というか、特徴的ですので、その

中がどうなっているのかという、どれぐらいの人たちが、ギムナジウムが3分の1ですから、3分の2ぐらいの人たちが、その他に進むわけですが、どういうふうになっているのか。これ、この数字、ちょっと微妙なのが、このドイツの考え方だと、必ずしも年齢で区切っていないので、先ほどのですね、この辺です、この辺になると、一応、年齢で区切られているという制度の建て付けになっているのですが、実際はあまり年齢で区切られていないみたいなのですね。

それで、この職業訓練校の中で、こういう、有名ですけれども、デュアルシステム、日本だとデュアルシステムと言うのかな、デュアルスタディと一方で言ったりしていますが、働きながら、働くという経験と学ぶという経験を一気にやるようなところですね。ここ、非常に割合としては多くなっています。

あとは、州による、その職業、各分野、職業学校というのがあって、特に保健・教育・社会福祉分野ですね、ここは、内訳も細かくなっていて、主に、結局、パブリックセクターみたいなところで働くことになるわけですが、ヘルスケアとか、保健医療とか、ソーシャルワーカー、教育、保育みたいながありますねと。

それで、最近あの、先ほど言ったあの Gesamtschule という、総合学校というのが増えてきてまして、(中等教育 I、II が)ここに当たるわけですが、進学の芽も見つつの職業訓練をしているので、人数としては相当多いのですね、この職業訓練校全体と同じぐらい多くなっているのですが、それはその昔のイメージでの職業訓練校というよりも、一般の大学への進学を念頭に置きつつ、でも職業教育をするというような、そういうニュアンスだと思います。

それで、その先ですね、今日はあまり論じないですが、高等教育は大学及び大学同等の施設というのがあって、技術高専、技術大学、教育大学、神学大学などが基本的には大学としては重要で、学士3年、修士1~2年、そのあと博士号の取得が可能ですよとかですね。特徴的なものとしては、応用高等学校がありまして、職業訓練の高等学校やリアルシューレから職業資格学校に進んで、そのさらに先のトレーニングをすることになっています。

その中で非常に有名な分野は何かを見てみると、農業経済、デザイン、技術、経営、ソーシャルワーカー、が重要とされています。ただ、割合がよく分からないというか、非常に細かく、ディプロムと呼ばれる学士相当の資格に分かれていて、そのあとマイスターという修士相当の資格を取得していくという、階段状になっているわけですね。ここにくると、あまり年齢とかは重視されていないので、統計上、あまり年齢とかは出てこない。ほかにもいろんな学校があるのと、あと、こっちは国家資格が必要なものもあります。これが非常に縦割りというか、ピラー上に制度としてはありますというのが高等教育です。

(資料 P11)

それで、高等教育への進学というのは、近年は増えていると言われていて、職業訓練校、またはその先の高校相当の卒業資格取得学校に進んで就職するというパターンがなんとなく多いと言えば多いのですが、高等教育への進学というのも近年では 60%ぐらいまで増えてきていて、そのうち 3分の1 ですね、20%は、ディプロムやマイスターの応用高等学校に進んでいますよと。それで、この進学率というのは、この 10 年間、2009 年から 2019 年で、37%増

加しているの、かなり増えてきていますね。

これは州別に示された高等教育進学者数ですが、ドイツだと男女比が重要ということで示しています。

(資料 P12)

それで、義務教育段階への支出の構造というのがありまして、これは基本的には州が管轄しているので、州ごとに違います。州ごとに違って、州の中では基本的に揃うようになっています。この赤い部分が、人件費、ここが運営費、あと設備費、投資的経費にあたる部分ですね、一番高いと（ベルリンが）8,000 ユーロ、一番低くて、Nordrhein-Westfalen 州ですが、6,000 ユーロ/人というような感じになっています。主に人件費ということですね。

(資料 P13)

これはシュレー全体なのですが、クロス表がなかったのですけれども、学校のその段階によってもいろいろそれは違いますよということで、小学校が一番安くて、ST（教員生徒）比もそんなにほかの段階と比べていいわけでもないのですが、1人当たり 6,000 ユーロという感じですね。

それでギムナジウムが 8,000 ユーロ弱で、一番高いのが、この高等学校で、一番古いタイプの職業訓練校ですが、8,900 ユーロで、先ほど見たような、高等学校ですね、一番人がかかっていますので、一番高くなっているし、たぶんその材料費とかもかかってくるので、意外と高くついているということは、以前からそういう構造のようでした。

(資料 P14)

それで重要なのはこちらですね。教育への公的な支出の外観です。ちょっと時系列で並べているので少し見にくくなっていると思いますが、まず 1人当たり、全体で見ると、実はずっと増えてきていますということなのですが、GDP 比で見ると、大体、全体で 4%前後、ずっと行ったり来たりして、これはなんか、子どもの数が減っているの、1人当たりでは増やす。総額としては GDP 比であまり変わらないところをずっと来ているなという、そういうイメージを持っていただければいいのだろうと思います。

ここ（表中「学校」）が小学校ですかね、次が高等学校や職業専門学校、それで、あとちょっとリカレント教育とか、補助金とか、あと就学前教育ですかね、就学前教育に関しては、明らかに増やしてきているのかなという感じがしますね。高等学校と就学前教育では、95 年段階で、1.6 倍ぐらい差があったのですが、ほぼ同じぐらいの数字になっていて、子どもの数はずっと減少傾向ですから、そういうことを考えても、支出としては増やしてきたということですね。

(資料 P15)

それで基本的にはもうほとんどが、州が出しているのですが、その性質別に見てみますと、一番大きいのが人件費、そうだろうな。95 年からずっと増やしてきてはいるわけですが、総額としては増やしてきてはいるのですが、人件費が多いですね。

それとあと物件費、そして、利払い費というのがあって、基本的にその学校を建てて、その利払い費を経常経費として計上していて、結構、額が大きかったの、たぶんこういう分け方

になっているのでしょうか。

あとは、これは補助費ですね、親、学生に対する補助費もまあ金額は大きい。

設備投資費や、資本移動と書いてありますが、償還分ですかね、この辺はあまり金額としては大きくないということになっています。

(資料 P16)

その上で、もうちょっと政府間の負担の割合というのを見ていきたいのですが、これは 2016 年の教育予算の政府ごとの負担というのを示したものです。この教育予算というのはいろいろ入っています。ここが連邦(Bund)です。そして、これが州(Länder)です。これが一応、自治体(Kommunen)と言うのですかね。それで、これが合計になっています。合計で、公的な支出が、規模としては、単位が 10 億ユーロなので、1,500 億ユーロぐらい。うち、3分の2が、州が出しています。

それで国際比較の図でもよく出てくるのですが、ここが私的な負担になっていまして、プライベートな負担も 300 億ユーロぐらいありますので、そこそこ負担はしているということです。これが基本的に重要なシュレの部分なのですが、ほかにも国家プロジェクトとしての教育予算であるとか、それがこの欄ですね、あまり多くないです。あとは研究開発であるとか、あとは、その他ですね、こういうのがいろいろありますが、このシュレというところが一番、教育としては中心、時間も長いですし。

(資料 P17)

では、州がこうやって 3分の2 ぐらいを負担しているので、州の財政の中でどうなっているのかなというのをちょっと見ていきたいと思います。州の予算の全体というのは、性質別の歳出を見たとき、これ、州全体ですが、4,000 億ユーロぐらいの歳出の合計があります。それで、そのうち、3分1以上、半分未満ですね、1,500 億ユーロぐらいが人件費で、このうちの半分が教育関係というふうに見ていただければよろしいかと思います。

それに対する歳入の構造なのですが、租税が 3,000 億ユーロで、補助金が 1,000 億ユーロぐらいあります。教育に関しては、このシュレの部分に関しては、実はかなり州が租税の財源をもって支出をしていて、先ほどのアメリカとかと比べてみると、違うと思うのは、州ごとにもう 1 人当たりこれぐらいというのを、予算繰りを決めてしまっていますね。それを学校にばらまいてということになって。

(資料 P18)

では、この歳入の租税と補助金がどうなっているのかということなのですが、この租税が 4,000 中、3,000 なので、4分の3、75%を占めていて、スウェーデンと似ているのではないかと思うのですが、ここから先が、やはりドイツはこうなっているんだなというところでございまして、これはですね、ドイツ全体の連邦も州も含めた税収の構造になっています。ドイツで、有名なのですが、特徴的なのが、この共同税といわれるもので、所得税ですね、2,000 億ユーロ、法人税、600 億ユーロ、売上税、175 億ユーロ、連邦、州と、あと基礎的自治体、ゲマインデと呼ばれる基礎的自治体で分け合うことになっているのです。ドイツの税収の中の実にこの共同税は 4分の3 ぐらいになっていますので、なんか州は税収が 4分の3 だから、

すごく税収が豊富だなと思うと全然そんなことはなくて、この共同税の部分が非常に豊かになっているということです。すいません、共同税、ここまでですね、輸入消費税まで含めてですね。

それで、では、固有の税というのはどうなっているかということ、連邦税は1,000億ユーロぐらいしかなくて、うち半分がエネルギー関係ですね。あとはたばこ税、酒税、そういうものになっています。州税は極めて微々たるもので230億ユーロぐらいしかありません。これは不動産の取引税が主なのですね。それで、あとは、関税はちょっと別として、州よりも基礎的自治体のほうが自主財源そのものは多くて、営業税と不動産課税ということになっています。こういう税収の構造ですので、その教育のほとんど、シュレーに関して言えば、教育のほとんどが、9割以上が公立の学校になっていて、もちろんその中で親御さんの負担というのは相応にあるわけですが、それを、公的な部分を支えているのは、3分の2は税収なので、まあ、税収なのですが、その税収というのは何と言うと、ほとんど共同税という、まあ、こういうことですね。

(資料 P19)

では、共同税というのはどういうことになっていますか。基本的には2段階で考えます。1つは、この政府のレベルによってどういうふうに分割しますかということですね。基本的に、この法人税、所得税というのはパーセンテージが決まっています、付加価値税ですね、売上税という名前になっている、この付加価値税のところは、毎年毎年、予算編成の段階で、連邦と交渉して決めていくので、ここの数字は毎年違ってきます。これが第1段階ですね。

第2段階は、ちらっとしか書いていないのですが、連邦はひとつなのでいいのですが、州は16、ゲマインデはたくさんありますので、これをその総額を決めたのはいいけれども、どうやって分配するかということですね。これは、最近、あまり制度は変わっていないので、一番新しいのはあまりよく分からないのですが、基本的にはその税収力ですね、1人当たり税収をターゲットに配っていきますということです。

配っていきますが、2つ要素があって、1つは、ベルリンとか、ハンブルクみたいな都市州の都市独特の需要を加味したり、あとは海のある州ですね、内陸部の州と海のある州だと、海のある州は港湾の整備をしなければいけないので、その分を加味したりとか、意外と需要面を見て調整をかけるということをしているので、1人当たり税収をターゲットに調整していますと言いながら、なんだかんで、結構、需要面も見ているなというのがひとつです。

(資料 P20)

もう1つは、これで完全に財政調整が終わらないということですね。むしろ非常に大きな税収の格差というのが州の間で残ってしまう。残ってしまうので、どうするかと言うと、この州間の水平的財政調整というのを行います。これは共同税が配分されたあとなのですが、バイエルン州と、昔で言えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州だったのですが、最近はバーデン＝ヴュルテンベルクですかね、フランクフルトのちょっと南の、この辺が工業地帯として経済的に豊かになっていって、ここは拠出をしています。ミリオーネンユーロなので、60億ユーロぐらいですかね、60億ユーロぐらい、以前と比べると、たぶんこの水平的財政調整、州

間の水平的財政調整というのは少し弱くなってきてはいると思います。

それで、この4州ですかね、今は、これ、毎年、この辺、微妙な、ハンブルクとか、微妙なのですけれども、バイエルンとバーデン＝ヴュルテンベルクは大体毎年拠出している。ヘッセンはもうちょっとゼロに近いときもある。それで、ほかの州がもらうわけですね。もらっているのですけれども、ベルリン州が非常にもらっていて、非常に税収が足りなくなっていって、ベルリン州がよく受け取っている。よく受け取っているのですけれども、ベルリン州は財政収支、めちゃめちゃ黒字で、こんなに受け取っていて、ほとんど貯金している感じにもなっているのですけれども（笑）、そういう構造もあるなど。

それで、これで一応、内容としては終わり、特に問いのようなものはないのですが、基本的にはシュレーが9割公立ですと。それで、そのお金をほとんど州が出しています。州のお金はどこから来ていますか。まあ、大部分は共同税、部分的に州間の水平的財政調整があるのですが、共同税のほうがやはり重要性としては高いかなと。こういう流れだろうと思います。

以上です。

委員長：どうもご報告、有り難うございました。時間がありますので、自由に質疑応答を進めていきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

委員 B：ご報告、有り難うございました。

すいません、ちょっと意地悪な質問になってしまうのですけれども、その財政構造とか、その教育の制度についてはとても丁寧に解説していただいたと思うのですけれども、その財政構造とそのドイツの教育上の課題がどう結び付いているかというのがちょっと、もう少しお聞かせいただきたいと言うか、端的に言うと、ドイツの教育上の課題というのは日本のいわゆる抱える教育問題と似ているという認識なのか、それともかなり北欧の世界に近いような話なのか、どうなのでしょう。

委員 D：そうですね。ドイツの教育上の課題というのが、私もちょっといまいち分からないところがあるのですが、自分のその興味、関心のせいもあると思うのですが、教育上の課題そのものは、やはり教育システム全体で言うと、職業教育なのですよね。これらの話に半分しっくりくるけれども、半分しっくりこないのは、必ずしも10代から20代にかけての職業教育だけではなくて、大人の教育もまぜこぜになって論じられているので、労働市場のニーズに合わせた職業訓練を適切に施せるのかみたいなことは非常に出てくるのですが、それは結構、やはり移り変わってきてしまうので、なかなか難しいというのが半分。

他方で、そうは言いながら、そのドイツの教育システム全体としては、伝統的な、早期に職業教育と進学を分けて、ルートを決めるものから、混在させるような、その総合学校と呼ばれるものに徐々にシフトしてきていて、です、職業訓練が重要だというのは、その重要だというのは10代の話だけではなくて、大人のほうに持っていかれながら、10代はもうちょっと進学にシフトしながら移ってきている。それでも日本と比べてもまだまだその大学のその、い

いわゆる大学ですね、進学率、結局、40%ぐらいしかないですから、相当やはり教育構造としては違う。

ここがシフトしてきましたよという話はあるし、そういうことが、今、求められているのですというのがあるのですが、それがどの程度、問題、つまり上手くいっていないと認識されているのかというのは、意外とたぶん上手くやっているというような認識なので、ドイツ教育上の課題と言われると、なかなか、変わってきました、ニーズに合わせて変わってきましたというのが大きいかなと思います。

他方で、非常にあの、この課題だという文書がぼろぼろ出てくるのは就学前教育のところ、1つにはやはり親の負担が非常に重いですよという話で、2つ目は、待機児童がいるということですね。子どもの権利として保障されているにもかかわらず、政府がそれを保障し切れていない。これは極めて問題だというふうに言われていて、2010年代のなんかレポートを見ると、非常にすごく出てくるのですが、2020年ぐらいのレポートになっても、まだまだ重要だと書いてあって（笑）、これは解決できていない点ですね。

ただし、ここは、さっきもちょっとお話したのですが、ドイツの中で価値観が対立するところで、やはり家庭で育てたほうがいいということとですね、就学前教育をきちんと施すべきだというのは、かなりその価値観な対立があって、保守政党なんかは、特に一番最も経済的に豊かなバイエルン州の保守政党などは、3歳までは絶対に親でないといけないとかですね、だから子ども手当も、保育園に通わせていないお子さんには増額しろというのを主張して、メルケルさん、2008年のときに、その親手当みたいなものを新たにつくるのですね。だから、一方で、保育所を充実させながら、一方で、家庭で面倒をみるということも促進しつつ、でも足元で見ると、親の負担は大きいし、待機児童もまだまだ、人口減少なのにまだいる。この辺りを、結構、問題かなと思って、本当は深めたいなと思いつつ、なかなか深められなかったところ

以上でお答えになっていますか。

委員B：有り難うございます。

ちょっと直感的に思ったのは2つあるのですけれども、1つは、いわゆるそのドイツ的な資格社会的な、早期にどのコースに進むか決めるような教育制度であると、求められるテクノロジーとか、技術が高度化していく中で、それだとやはり対応できない。つまりその、そういうコースに行っている人と大学に行っている人たちの格差が広がっていくとか、そういうコースに行っている人たちのドロップアウト率が高まっているとか、そういったたぶん課題があって、だからこそ、いろんなことを組み換えていく動きがあったのではないかとちょっと直感的に思うのが1つと。

もう1つは、いわゆる保育の、就学前教育では、その伝統的な家族モデルというものをめぐる価値観の対立があるということなのですから、その後の教育とかに絡めて言うと、ちょっと分からないのですけれども、例えば、子どもは、小さい頃は家庭で育てるべきだという観念が強い国であれば、女性は高学歴化しなくて、家庭で面倒をみていればいいんだと言う人が



いるかもしれない。つまり、その男女間の学歴格差とかがドイツでは欧州の中でどれぐらい大きいのかとか、それがどう縮まってきたのかというのは、何か特徴があるのかなとちょっと、歴史的な特徴があるのかなとちょっと思いました。

委員 D：はい。有り難うございます。

そうですね、ニーズに合わせて変わってきたというのは、まあ、たぶんそうなのですが、そうだとするにもうちょっと調べないといけない。

2つ目は、比較的やはりドイツでは課題になっていると思うのですが、大学への進学というのが、男性がやはり多いのですよね。多いと言っても、6対4ぐらいなので、日本と比べるとまだましなのかもしれません。が、職業訓練というと、なんとなくドイツだと靴屋とか、革職人とか、そういうイメージがあるのですが、やはり大きいのはヘルスケアと、保健と、あと教育と、あと保育のような、そういう結局、ケア・エデュケーション産業でして、ここがやはり女性が多いのですよね。そういう意味では、ジェンダーの、教育うんぬんというそのジェンダーの構造というのはしっかりと、伝統的と言っていいのかな、そういうものはある。

問題はそれがどう変わってきたのかですね。どう変わってきたのかに関してはちょっとちゃんと見ていないので、何とも言えないので、それはちょっと調べてみようかなと思います。

委員 B：すいません。いろいろ言ってしまって、要求してしまって、どうも有り難うございました。

委員長：はい。委員 C、お願いします。

委員 C：委員 D、どうも有り難うございました。

1点目が、日本との関連で言うと、非常にドイツはかなり早期から職業に特化した教育システムがあるというのはよく知られていることだと思うのですが、いつも思っていたのは、大学というのはどう位置付けられているのかなというのが疑問でして、大学を卒業した人はどういうふうな進路に進んでいるのか、やはり研究者になることが求められて、全員が全員、そうではないと思うので、どういう進路を辿っているのかなというのが1つと。

先ほど委員 B のほうからご指摘があった通り、ドロップアウトしてしまう人がいたりとか、つまり、かなりドイツの教育制度で問題として今まで指摘されてきたのは、かなり早期で決まってしまうことの弊害みたいなものがあったと思うので、これを、総合学校みたいなものができて、両方を選ぶ人が増えているというのは、その表れだとは思うのですけれども、一方で、この、2つ柱があったとしたら、両者で行ったり来たりというのは可能なのかなと。もしそれが可能だったら、もしかしたら総合学校という制度に需要が高まらないのかもしれないのですけれども、そういったことがあるのかなというのが、お聞かせいただければと思います。

もう1つは、こちらはちょっとコメントになってしまうのですが、先ほど出てきた、そのドイツの伝統的価値観と、就学前教育のお話だったのですが、これ、ドキュメンタリーを

見た程度の知識で恐縮なのですが、やはりドイツも東西統一というのが非常に大きかったというのがよく指摘されていることかなと。東側の女性というのはやはりその平等のもと、社会に出ていくというのが一般的だったので、一方で、西側というのは、そのキリスト教的な考え方、伝統的な価値観に基づいて、女性と男性の役割分担とかという話があって、それで、東西統一によって、東側の影響が結構、ドイツ全体に及んだみたいな話があったと思うのですが。

そうすると、やはり今でも西側と東側で、自治体レベルで見ると、就学前教育をどの程度早い段階で、子どもを保育園だったり、幼稚園だつたりに行かせるかという需要が変わってくるのかなと思ったのですが、そういうちょっと、すいません、コメントでした。

以上です。

委員 D：はい。有り難うございます。

大学への位置付けですね。ドイツの建前としては、大学というのは、最低でも修士、できればドクターなりにいくということになっていますし、2000年ぐらいまではかなりそういう傾向が強かったみたいです。ただ、これまた、アメリカナイズという風にドイツだと言われますけれども、基本的にその大学を出るというのは研究者になるか、公務員になるか、教師になるか、あとはその医者とか、専門職、高度な専門職になるかという、こういうルートしかなかったわけですが、大学を出て普通に就職をする、民間企業に就職するというパターンも2000年代ぐらいからかなり急激に増えてきていて、今では、古き良きドイツの大学みたいなものが、結構、形骸化していると言われていると思います。

それで、2つ目のドロップアウトですね、ドロップアウトに関しては、今日ちょっと入れなかったのですが、非常にやはり問題になっていて、ドロップアウトに関しては、細かく統計が取られています。

それで、やはり減ってきてはいるけれども、ドロップアウトは多くて、それがなぜなのかとか、どのタイミングで、どの学校のどれが多いみたいなのは山ほど資料があります。ありますが、細かすぎて、今日は省いたのですが、そうですね、やはりその職業、早期に分けるということと、このドロップアウト率が高いというのはセットなので、この辺り、先ほどの委員 B の質問ともたぶん被っていて、ドイツの教育が抱えている課題、それにどう対応してきたかということのセットで考えなければいけないんだなと思います。ちょっとどこに何があって、何か書いてある、ここに書いてあるなというのを見ていたのでちゃんと見てみます。

それで、3つ目ですね、その伝統的価値観ですね。地域差が大きいというのはおっしゃる通りで、確かにその東ドイツでは非常にそのジェンダーの平等が進んでいるし、何よりも女性が働くというのも非常に普通のことなんだというのがありますね。非常に、こう、日本とヨーロッパを比較するとき、社会がすごく違うんだなと思うのが、党派というのがめちゃめちゃ強いです。それで、これ、イコール、党派なのですね。保守政党であるキリスト教民主同盟を支持するような層というのは基本的にはやはりクリスチャンで伝統的価値観を重視する。ドイツ労働党なんかを支持するような層というのは非常にやはりリベラルで、女性も働いて、仕事を

続けるようなパターンが多い。この辺はなんかそのドイツ政治の変遷になりますが、いずれの国でもそのように、ドイツ労働党が非常にその中道寄りの政策を取るようになって、長らくメルケル政権では大連立だったので、かなりいろいろその保守党に対する妥協をしなくてはならなかった。そのことによって出てきた勢力が最初はDie Linkeという左翼党で、これはあまり、結局、あまり支持を伸ばさなくて、その層をすくい取ったのが緑の党なのですよね。本当は去年の選挙では緑の党が第一党になるのではないと言われるぐらい、事前の支持率が高くて、ただ、やはりその直前になって、ミスもあったのだけれども、ぴゅーっと下がって行って、第三党に留まりましたが、その緑の党がなぜこんなに伸びてきたのかというのは、大体、分かっている、それはやはり福祉政策なわけです、教育と福祉。そういうニーズを、結局、その大連立のドイツ労働党がすくい取れなかったので、その、さらに左側の緑の党がすくい取って、支持を伸ばしたというのは、まあまあ、言われているところだと思います。

ですので、その緑の党の支持が広がったのはやはり東側ですので、地域間のニーズの違いや、そのニーズの背景にある思想の違い、それと重なってくる党派性みたいなものを重ねて見ていけないといけないなと思いました。有り難うございます。

委員長：では、委員 F、お願いします。

委員 F：すいません、時間も過ぎていっている中で。今日、有り難うございました、委員 D。

今後ということなのですが、今日の中、先ほど委員 B がおっしゃったことにも関わりますが、地方財政上のその差なり、その制約というのが教育にどういうふうに関わってきているのか。極論すれば、例えば、その州間のその財政力の違いによって、例えば、教育水準とか、提供する教育機関の差が出てきているのかとか、あと先ほどおっしゃった、例えば、就学前教育もなかなか上手く提供できない部分があるというところが、単に思想上の、ニーズの問題なのか、それともニーズはあるのだけれども、お金がなくて、地方に十分な財源がなくて、提供できていないのかといったところ、また今後、海外調査の準備等も含めて、またさらに突っ込んでいっていただけると有り難く思います。どうぞよろしくお願いします。

委員 D：はい。有り難うございます。そうですね、ここは非常に重要なところで、かつ、たぶん単なるロジックというよりも非常に歴史的なストーリーが関わってくるところだと思うのです。というのも、今日の報告にもあったように、基本的に非常に強い財政調整がかかっていますので、あまりその税収力に州と州とでの差というのはそんなに大きくないのですね、結局。もちろんバイエルン州が豊かというのはあるのですけれども、その最も豊かなバイエルン州が最も保守的で（笑）、保育のニーズが最も小さいという、そういうのとかもあって

それで、あとやはりこの就学前教育というニーズがドイツの中で比較的新しい。新しいと言っても、もう 20 年ぐらい経っていますが、新しく重要視されるようになってきた分野なので、新たな追加的な支出が必要になってくるのですよね。先ほど数字でも見たように、少子化が進む中で教育支出は充実させてきてはいるものの、結局はやはりその伝統的にシューレが中心に

なっているので、その前段階が軽視されているという構造自体は平均的にはあると思います。それで、そこにおそらく今の話で、ちょっとの差、そのちょっとの財政力の違いなどが影響を与えているのか、与えていないのかというのが重要な論点だと思いますので、16 個だからたぶん何とかなるのですね。50 個だとちょっと何ともならないですが、16 個だとちょっと何とか比較できるようなことができれば、少しその財政上の制約というのが利いてそうなのか、利いてなさそうなのかというのが出てくると思います。

そして、おそらく予想は、あまり利いていないという予想ですね。その理由はですね、結構、そういう新しいニーズのところは連邦が一生懸命、基金をつくって補助したりしているので、だから金がないというよりも、運営主体がないとか、なんかそういうことなのではないかなと思っています。

委員 F：有り難うございます。おそらくアメリカとも、連邦、同じ連邦制と言っても全然違うと思いますし、またそのお金の出し方も共同税でやっている部分、またあの特定目的補助金みたいなところでやっている部分があるかと思っていますので楽しみにしております。よろしく願います。

委員長：はい。願います。

委員 A：ドイツでは財源問題というよりも配分の問題が問える、ということになるのですかね。共同税とか、州間の財政調整が強いという意味では、ある意味、財源のほうはそれほど気にしなくてもいいのだけれども、それをどういうふうに配分するのかというところで、教育に配分するのか、何に配分していくのかという辺りが大事だと捉えればいいのかどうか1つ目で。

2つ目は、そういった政策を決定する場とか、主体は州なのでしょう。どこなのか。同じような視点で、その教育のニーズを汲み取る主体というか、どこに訴えて、集約されていくのかという、そのルート、そういった特徴みたいなものは何かありますか。ちょっと後半のほうはなかなか難しいかもしれないですけども、教育政策の決定の辺りはどうですかね、地方政府も一応、お金を出しているようなので、その辺は、どういうふうに捉えられますか。

委員 D：有り難うございます。

3つ、こう、一体になったような、たぶん質問でもあると思うのですが、今後、ちゃんと調べなければいけないところでもあるのですけれども、決定しているのは、ほぼ州だと思います。生徒1人当たりの予算を州法でガチッと決めてしまっているのです、日本よりもだから、ある意味、だからその水準の決定の仕方は日本みたいに1人当たりの予算というのはかなりガチガチに決まっていると思います。ただし、それは州によってすごく違う。すごくと言っても、でもそんなに違いはない。

では、それをどこがどう汲み取っているのかというのは、ここのルートはたぶん、結構、難しく、ちゃんと調べないといけないし、文書だけで調べられないような気がするのですが、

委員 A のご指摘のように、県レベル、郡レベル、市町村レベル、いろいろ州の中でも行政区画はいろいろ分かれていて、高等学校とリアルシューレと、あとグルントシューレ、小学校で、違うのですよね。ですので、そのルート自体は相当多様だし、違うのだらうと思います。ですので、そこがどうなっているのか。意外とちゃんと汲み上げて増額とかをしているのか、それとも、もう 1 人当たりこれなのだからもうドーンと渡して、あとはそっちで好きにやってというふうにやっているのかですね。

あとはその州の中の配分の問題は、教育にするのか、教育以外にするのか、あと教育の中でどの分野がどうかということですね。生徒 1 人当たりでかなり厳格に予算決めをしているみたいなので、そこは州がかなり強力な権限を持ってやっているように見えるわけですね。それを自信を持って、そうですと言えるところまで、数字を見る限り明らかにそうだし、そのようにも書いているのですけれども、間違いなく、そうなんだというのはもうちょっと調べないといけないので、そこ、自信を持って言えるようにしたいと思います。有り難うございます。

委員長：有り難うございます。

2 回目のフォーラムにご登壇いただくので、ちょうど今日、話に出てきたように、アメリカみたいにその学校区という、わりとこういう役割が明確化したところで、財産税の課税を使った調達であったり、その結果、生まれてくる格差とかというようなものと、一方で、ドイツは、広く州のレベルで責任を持つ、そこで広い財政調整を利かせていて、そこがどう具体的に教育に落とし込ませるのかという対照的な感じで描けて、そこをちょっと意識して日本と比較するみたいな論点を引き出せると面白いのかな、なんて言うふうにちょっと感じました。

私もちょっとドイツのことについていろいろ質問したいことがあるのですけれども、ちょっと時間がないので、また後日、別に機会にさせていただきたいと思います。それでは、これでご報告を終了させていただきたいと思います。